

鳥取大学修学支援事業基金 令和2年度事業報告

令和3年4月26日

教育支援・国際交流推進機構運営委員会

1. 学生支援の状況

事業名	金額（円）	給付年月日
緊急給付型奨学金事業 （@3万円 × 228名） ※みらい基金（@3万円 × 615名）と合わせて合計 843名に支給。 （865名に支給決定したが、うち22名は辞退等）	6,840,000円	令和2年6月5日、 10日、15日、25日
緊急給付型奨学金事業 新型コロナウイルス感染症対策助成金（留学生） （@3.5万円 × 1名）	35,000円	令和3年1月29日

- ① 令和2年度の事業予算は、事業計画立案時の寄附状況等を勘案し、例年実施している給付型奨学金事業「とりりん奨学金」（1,500,000円）、並びに新型コロナウイルス感染拡大の影響で、アルバイト等による収入が減少し、経済的に困窮し、支援を必要としている学生（学部生、大学院生）への緊急的措置として、学生1人につき3万円を給付することとしました。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大による緊急的措置とした事業の対象となる学生は、全学生を対象に給付金支給のための緊急調査（新型コロナウイルス対策としての経済状況等調査）を実施し、困窮度が高いと認められる者とし、選考は学生生活支援委員会において行いました。
- ③ また、新型コロナウイルス感染症対策を目的として、留学生へ独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による新型コロナウイルス感染症対策助成金を給付し、留学生希望者の支援額が助成額を上回った額を本基金で給付しました。
- ④ 事業計画のうち、例年「とりりん奨学金」として授業料免除許可者のうち成績上位者へ給付していましたが、令和2年度からの修学支援新制度開始に伴い、鳥取大学修学支援事業基金奨学金要項を改正し、学内奨学金の選考方法を見直しました。この改正により、従来の「とりりん奨学金」の給付対象者の適格認定が年度末に実施され、令和2年度内の給付が困難となったため、事業計画を変更し、令和3年度に実施することとしました。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済的に困窮した学生への支援を、令和3年度も本基金を原資として実施することとしています。